

第2回定例会会議録

令和7年 5月30日（金）

開 会 午前10時00分

―――日程第1 開会宣言―――

○議長（荻原謙一君） これより、令和7年第2回御代田町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は14名、全員の出席であります。

理事者も全員の出席であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

―――諸般の報告―――

○議長（荻原謙一君） 日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。

内堀議会事務局長。

（議会事務局長 内堀淳志君 登壇）

○議会事務局長（内堀淳志君） おはようございます。

それでは、書類番号1をお願いいたします。

諸般の報告

令和7年5月30日

1. 本定例会に別紙配付のとおり町長から議案16件、報告3件が提出されていきます。
2. 監査委員より監査報告が別紙のとおりありました。
3. 本定例会に別紙配付した陳情文書表のとおり、陳情4件が提出され、受理しました。
4. 本定例会に説明のため町長ほか関係者に出席を求めました。
5. 本定例会における一般質問通告者は、尾関充紗議員他7名であります。
6. 閉会中における報告事項は別紙のとおりです。

次の2ページから16ページまでは、監査委員の例月現金出納検査報告書及び定期監査報告書ですので、後ほどご覧ください。

17ページの閉会中の報告事項につきましては、全員協議会の折に報告しますの

で、この場においては省略いたします。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 以上をもって諸般の報告を終わります。

―――日程第２ 会期決定―――

○議長（荻原謙一君） 日程第２ 会期決定の件を議題とします。

本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会を開催し、審議してありますので、議会運営委員長より報告を求めます。

池田るみ議会運営委員長。

（議会運営委員長 池田るみ君 登壇）

○議会運営委員長（池田るみ君） それでは、報告いたします。

５月２３日午前１０時より議会運営委員会を開催し、令和７年第２回御代田町議会定例会に提出の議案、一般質問等について、審議日程等を決定いたしましたので、報告いたします。

本定例会に町長から提出された案件は、議案１６件、報告３件の計１９件であります。一般質問の通告者は８名であります。

３月定例会以後提出された陳情は４件あり、受理しました。

これにより、会期は、本日より６月１７日までの１９日間とすることに決定いたしました。

次に、審議日程につきましては、書類番号１、１８ページをご覧ください。

令和７年第２回御代田町議会定例会会期及び審議予定は

第 １ 日 ５ 月 ３ ０ 日 金 曜 日 午前 １ ０ 時 開 会

諸般の報告

会期の決定

会議録署名議員の指名

町長招集の挨拶

議案上程

議案説明

第 ２ 日 ５ 月 ３ １ 日 土 曜 日

議案調査

第 ３ 日 ６ 月 １ 日 日 曜 日

議案調査

第 4 日	6 月 2 日	月曜日		休会
第 5 日	6 月 3 日	火曜日	午前 10 時	一般質問
第 6 日	6 月 4 日	水曜日	午前 10 時	一般質問
第 7 日	6 月 5 日	木曜日		休会
第 8 日	6 月 6 日	金曜日		休会
第 9 日	6 月 7 日	土曜日		休会
第 10 日	6 月 8 日	日曜日		休会
第 11 日	6 月 9 日	月曜日	午前 10 時	議案に対する質疑 議案の委員会付託
第 12 日	6 月 10 日	火曜日	午前 10 時	町民建設経済常任委員会
第 13 日	6 月 11 日	水曜日	午前 10 時	町民建設経済常任委員会
第 14 日	6 月 12 日	木曜日	午前 10 時	総務福祉文教常任委員会
第 15 日	6 月 13 日	金曜日	午前 10 時	総務福祉文教常任委員会
19 ページをお願いいたします。				
第 16 日	6 月 14 日	土曜日		休会
第 17 日	6 月 15 日	日曜日		休会
第 18 日	6 月 16 日	月曜日	午前 10 時	全員協議会
第 19 日	6 月 17 日	火曜日	午前 10 時	委員長報告 質疑 討論 採決 閉会

続いて、各常任委員会、全員協議会の会場、時間について報告いたします。

19 ページをお願いいたします。

常任委員会開催日程

町民建設経済常任委員会

6 月 10 日 火曜日 午前 10 時 委員会室 1・2

6 月 11 日 水曜日 午前 10 時 委員会室 1・2

総務福祉文教常任委員会

6 月 12 日 木曜日 午前 10 時 委員会室 1・2

6月13日 金曜日 午前10時 委員会室1・2

全員協議会開催日程

6月16日 月曜日 午前10時 委員会室1・2

以上で報告終わります。

○議長（荻原謙一君） ただいま議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日より6月17日までの19日間としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日より6月17日までの19日間と決しました。

―――日程第3 会議録署名議員の指名―――

○議長（荻原謙一君） 日程第3 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において

2番 尾関充紗議員

3番 内堀綾子議員

を指名します。

―――日程第4 町長招集あいさつ―――

○議長（荻原謙一君） 日程第4 町長より議会招集の挨拶を願います。

小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○町長（小園拓志君） 議員の皆様には、お忙しい中にもかかわらずご参集を賜り、令和7年第2回御代田町議会定例会が開会できますことに心より感謝を申し上げます。

本日雨が降っておるところでありますけれども、5月30日ということで、ごみゼロともじって、ごみゼロの日とされております。この雨の中、御代田町建設業協会の皆様が道路の清掃等の活動に携わっていただいております。毎年のことではありますけれども、心よりの感謝を申し上げたいと思います。

また、25日でありましたけれども、軽井沢町で開かれました車いすカーリング日本選手権でe a s e 埼玉というチームが優勝しました。このチームには、先頃、

世界選手権のミックスダブルスを制し、来年のミラノ・コルティナパラリンピック出場が決まっている、ミネベアミツミ所属の中島洋治選手が所属しており、その実力が再び開花した結果であると考えているところでもあります。御代田町として、どんな形でパラリンピックに向けて盛り上げていけるか、考えてまいりたいと思います。

企業版ふるさと納税についてであります。全国でファミリー向け住宅を手がけ、売上げが拡大している株式会社アイ工務店様から、企業版ふるさと納税により御代田町の子育て世代の親御さんやその子どもたちを支援する事業への使用を目的として、3,000万円という多大なるご寄附を頂いたところでありまして、既に各社で報道いただいたとおりであります。

昨年8月から長期間の交渉を続け、ご寄附にこぎ着けました。この寄附金は、大林児童館の増築・改修工事へ充てることとし、本定例会で既設の旧館と新館を結ぶ渡り廊下部分に新たに一室を増築するための設計委託業務に係る予算を計上させていただきます。設計業務終了後には、工事費等の補正予算を計上して、速やかに増築工事に向け進めてまいります。

大阪・関西万博についてであります。6月6日、もう来週になりますけれども、6月6日金曜日に大阪・関西万博会場で開催される令和の万葉フェスティバルにおいて、御代田町が誇る龍の舞を龍神太鼓・鼓響による演奏の下、披露することとなりました。

国内はもとより、世界各国から多くの観客が訪れる万国博覧会において、信州を代表する祭りとして龍神まつりを直接紹介できることはまたとない機会であり、御代田町の存在を世界へ向けて発信できるとともに、龍の舞保存会や鼓響の活動の中で、後世に残るものとして大変有意義なものであると考えております。

参加に係る予算につきましては、予算計上のタイミングが今回上程の補正予算に間に合わなかったため、予備費充当で対応させていただきます。

なお、財源につきましては、イベント主催者側からの補助金のほか、龍の舞保存会と龍神太鼓・鼓響に応分の負担を頂き、残りを町が補うこととしております。

信州・御代田龍神まつりについてであります。7月26日土曜日、これは毎年、7月の最終土曜日ということでありまして、本年も7月26日土曜日に開催いたします。

昨年は第50回という節目を迎え、新たな取り組みとして、夕方に御代田駅前では実施していた開会式及び龍神の舞を円形広場に移し、円形広場での龍の舞を、夕方と夜の2公演の入れ替え制とし、駅前にはビジョンカーを導入するなど、来場者の分散化と密集を防ぐ取り組みを導入いたしました。本年も同様に、安全性を確保していきたいと考えております。

また、今年は密集化対策に加え猛暑対策のため、これ猛暑対策というのは、昨年来、ずっと言い続けてきているところではありますが、この龍神まつりについても猛暑対策のため、日よけスペースの確保やミストファン、パラソルつきテーブルの設置などを進め、引き続き安全な祭りの運営に取り組んでまいります。

イベントとしましては、昨年に引き続きジャンボかるた大会、謎解きゲーム、中学生クイズ大会といった子ども向けのイベント、また当町と関わりのある自治体等の出展によるはるばるバザール、各区や町内事業所の皆様の参加による舞踊流しなどを計画しております。町民の皆様におかれましては、ぜひご家族、ご友人とご来場いただければと思います。

続いて、浅間国際フォトフェスティバル2025 PHOTO MIYOTAについてですが、本年は8月2日土曜日から9月30日火曜日までの会期で開催いたします。

昨年は7月に会期を始めておりましたが、猛暑対策の一環として、少しでも開催を涼しい時期に移していきたいという考え方から、半月ほど遅らせての開催としました。

会期中には国内外作家の展示に加え、ワークショップやマルシェなど、多くの方がお越しいただけるよう、様々なイベントを計画しております。町民の皆様におかれましては、ぜひご家族、ご友人と来場いただければと思います。

国において戸籍法等の改正法が今月26日に施行され、まだ今週であります、新たに氏名の振り仮名が戸籍に記載されることとなりました。今後、本籍地から仮の振り仮名通知が送付されます。発送時期は自治体により異なりますけれども、当町では8月上旬に発送を予定しております。通知内容を確認していただきますようお願い申し上げます。

なお、この通知内容、間違っていなければ、そのまま構わないそうでありますけれども、間違っていることもかなり予想されます。間違っている方はこの1年以内、

法律の改正の１年以内に返信いただく、ご申請いただくということになります。

この制度の導入により、戸籍の氏名の読み方を正確に記載することが可能となり、今後様々な行政手続がよりスムーズに進むことが期待されます。制度へのご理解とご協力をお願い申し上げます。

事業者向け・農業者向け原油価格・物価高騰対応給付金についてでありますけれども、町では原油価格や物価の高騰に苦しむ事業者や農業者を支援するため、事業者向け・農業者向けの原油価格・物価高騰対応給付金事業を実施しております。

これは令和７年４月１日現在で、町内に事業所がある事業者の中で、日本標準産業分類の大分類に記載のある輸送業、郵便業、宿泊業、飲食サービス業のいずれかに該当する事業者及び町内に居住または事業所がある個人農業者、農業法人が対象となっております。事業者向けは、令和６年分の事業収入を申告していて、その年間事業収入額が１００万円以上となる方、また農業者向けは、令和６年度の農業収入を申告していて、その収入が１００万円以上となる方が対象になります。

給付金の申請は４月から受付を開始しておりまして、６月３０日が申請期限となりますので、忘れずに手続をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

さて、本日提案いたしました案件は、専決処分事項の報告５件、事件案１件、条例案５件、補正予算案５件、報告事項３件の計１９件であります。

専決処分の報告５件については、条例改正が２件、また補正予算が３件となっております。

まず、「御代田町町税条例の一部改正」と「御代田町国民健康保険税条例の一部改正」については、地方税法等の一部改正が３月３１日付で公布されたため、３月３１日付で専決処分したので、報告いたします。

補正予算につきましては、一般会計、特別会計ともに、本年３月３１日に専決処分させていただきました。

「令和６年度御代田町一般会計補正予算（第１０号）」については、年度内の事業費の確定によるものでありまして、補助金、交付金及び町債等を補正いたしました。

また、全体的な収入、歳出のバランスを調整するため、基金への積立て、取崩し及び会計間の繰り出し、繰入れを計上しました。

繰入金につきましては、補正前の予算で計上されていた財政調整基金繰入金 1 億円、高齢者生活応援券事業に充当する地域福祉基金繰入金 4,682 万円、また学校給食運営基金繰入金 3,000 万円は、いずれも不用となったため全額を減額いたしました。

全体で 2 億 8 6 2 万円を減額し、歳入歳出総額を 9 5 億 9,957 万円としました。

2 会計の特別会計の専決補正予算については、それぞれ事業費の確定によるもので、交付金及び一般会計からの繰入金等を補正いたしました。

続きまして、事件案の 1 件につきましては、「トイレトラック購入契約」となります。災害時の停電や上下水道などインフラが途絶した際に利用できるトイレが必要となることから、大規模災害に備えてトイレトラックを購入するものであります。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

条例案の 5 件について申し上げます。

町民課から上程しております「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定案」は、全ての子育て家庭に対して多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付である「こども誰でも通園制度」が令和 7 年度から制度化されることに伴い、国の基準に準じた設備・運営の基準を定める条例を制定するものであります。

また、教育委員会からの「B & G 海洋センター設置及び管理に関する条例等の一部改正案」は、夏場の猛暑対策として B & G 海洋センター、やまゆり体育館、小学校と中学校の体育館に新たに移動式エアコンを導入するに当たり、それぞれ冷房使用料を徴収するため、使用料について一部改正をするものであります。

このほか、「御代田町統計調査区及び統計調査員設置条例」、「御代田町家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」、「御代田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」の 3 件の一部改正案を上程しております。

次に、補正予算案の 5 件について申し上げます。

まず、本年度であります「令和7年度一般会計補正予算案（第1号）」は、3億8,522万円を増額し、歳入歳出総額を99億2,710万円とするものであります。

主な補正内容であります。全体としては人事院勧告、機構改革及び人事異動による人件費、およそ1億391万円の増額を計上しております。こちらはほぼ一般財源での措置となります。

御代田駅周辺駐車場整備調査測量設計2,600万円の増額は、政府において新設されております新しい地域経済・生活環境創生交付金、いわゆる第2世代交付金、国庫補助金2分の1及び一般補助施設整備等事業債を活用し、駅周辺の駐車場不足解消と駅周辺のにぎわい創出を目的に御代田交番西側の沢地を整備するための計上であります。

また、公共ライドシェアの実証運行委託料2,211万円は、国庫補助、交通空白解消対策事業補助金を活用いたします。

また、新たな住民税非課税世帯への給付金事業で、8,269万円を計上しております。令和6年度に実施した物価高騰対応定額減税事業において、確定申告により本来給付されるべき給付額と当初給付額との間で差異が生じた一部の方に対して給付するものです。

フォトフェスティバルにつきましては、本年度も文化庁の補助金採択を頂いたため、2,623万円の事業費を計上いたしました。

土木費では、御代田小沼水道事業会計で実施する東原西軽井沢線水道管布設工事につきまして、都市計画道路の新設に伴う工事であることから、水道会計に負担させるべきではないと判断し、6,600万円を工事負担金として計上しました。目下補助金や起債について検討しているところではありますが、現時点では一般財源のみでの予算措置となっております。

また、物価高騰などにより中学校体育館冷房施設整備設置工事で1,923万円の増額となっております。これらのことから財政調整基金繰入金を2億円増額するなどして対応しているところであります。

次に、特別会計の補正予算について、「国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案（第1号）」、「介護保険事業勘定特別会計補正予算案（第1号）」ともに、人件費の増額によるものであります。

また、公営企業会計については、「御代田小沼水道事業会計補正予算案（第1号）」は、東原西軽井沢線の整備及び旧役場庁舎跡地の宅地開発の進捗にあわせた配水管布設工事費等の増額補正などを、「御代田町下水道事業会計補正予算案（第1号）」は、補助金の内示が予定を上回ったことから、下水道カメラ調査を前倒して予算計上するなど増額補正となっております。

報告事項の3件につきましては、「令和6年度御代田町土地開発公社事業報告、財産目録、貸借対照表及び損益計算書」、「令和7年度御代田町土地開発公社第1回補正予算」、「令和6年度御代田町繰越明許費繰越計算書」の報告であります。

以上、概要を申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当課長が説明いたしますので、ご審議いただき、原案どおりのご採決を頂きますようお願い申し上げます。令和7年第2回御代田町議会定例会招集の挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（荻原謙一君） これより議案を上程します。

―――日程第5 議案第47号 専決処分事項の報告について（御代田町町税条例の一部を改正する条例）―――

○議長（荻原謙一君） 日程第5 議案第47号 専決処分事項の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

内堀税務課長。

（税務課長 内堀昌明君 登壇）

○税務課長（内堀昌明君） それでは、議案書4ページ、お願いいたします。

議案第47号 専決処分事項の報告について

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和7年5月30日 提出

御代田町長 小園拓志

次の5ページをお願いいたします。

専第1号 専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集す

る時間的余裕がないことが明らかであると認めるので専決処分する。

令和 7 年 3 月 3 1 日 専決

御代田町長 小園拓志

記としまして、御代田町町税条例の一部を改正する条例となります。

改正概要についてご説明します。

地方税法等の一部を改正する法律の改正が令和 7 年 3 月 3 1 日に公布され、4 月 1 日から施行となります。この改正に伴い、関連する町税条例を一部改正するものです。

主な改正点として、町県民税に関しては、令和 7 年分のいわゆる所得税非課税ライン、「103 万円」から「160 万円」に引き上げられたことによる給与所得控除の見直しや特定扶養控除の特別控除の創設等を改正しております。

なお、町県民税は「地域の会費」的な要素が大きいため、基礎控除の見直しはされず、所得税の非課税ラインとの差は広がっております。

軽自動車税に関しては、新たな原付として総排気量 125 cc 以下で最高出力 4 キロワット、5.4 馬力相当になりますが、この以下に制限したバイクを新基準原付バイクとして 50 cc と同額の年税額 2,000 円の改正をしております。

公示送達に関しては、これまで紙ベースでの掲示でありましたが、町のホームページなどにより確認ができるようになります。

たばこ税に関しては、加熱式たばこの税率を段階的に引き上げ、また紙巻きたばこの税負担差を解消するため、課税方式の見直し規定が新設されます。

そのほかに用語の整理及び他法令等の改正に伴う引用条文の改正など、所要の改正をしております。

続いて、6 ページ、お願いいたします。

6 ページからは、改め文ということで、12 ページまでが改め文となります。

13 ページからは新旧対照表となりまして、24 ページまで記載をしております。

説明は以上となります。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

―――日程第 6 議案第 48 号 専決処分事項の報告について（御代田町

国民健康保険税条例の一部を改正する条例）―――

○議長（荻原謙一君） 日程第6 議案第48号 専決処分事項の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

内堀保健福祉課長。

（保健福祉課長 内堀浩行君 登壇）

○保健福祉課長（内堀浩行君） 議案書25ページ、お願いします。

議案第48号 専決処分事項の報告について

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和7年5月30日 提出

御代田町長 小園拓志

次のページ、お願いいたします。

専第2号 専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので専決処分する。

令和7年3月31日 専決

御代田町長 小園拓志

記としまして、御代田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。

次の27ページからが改め文、28ページ、29ページが新旧対照表となっております。

改正内容でございますが、地方税法等の一部を改正する法律が令和7年3月31日に公布され、4月1日から施行されたことに伴い、町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したものであります。

主な改正点は、医療給付費分及び後期高齢者支援金分等課税額の賦課限度額の変更及び減額措置に係る軽減判定所得の基準額の見直しとなっております。

課税額について規定している第2条第2項ただし書中、医療給付費分の限度額を「65万円」から「66万円」に改め、同条第3項ただし書中、後期高齢者支援金分等の限度額を「24万円」から「26万円」に改めています。

また、保険税の減額について規定している第23条第1項中、減額後の課税額について、同様にそれぞれの限度額を改めるとともに、第2号中5割軽減の軽減判定

所得の基準額を「２９万５，０００円」から「３０万５，０００円」に改め、第３号中２割軽減の軽減判定所得の基準額を「５４万５，０００円」から「５６万円」に改めています。

附則でございますが、第１条で施行期日を令和７年４月１日からとし、第２条で経過措置を設けております。

説明は以上となります。ご承認をお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

―――日程第７ 議案第４９号 専決処分事項の報告について（令和６年度

御代田町一般会計補正予算（第１０号））―――

○議長（荻原謙一君） 日程第７ 議案第４９号 専決処分事項の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

小林企画財政課長。

（企画財政課長 小林 靖君 登壇）

○企画財政課長（小林 靖君） それでは、議案書３０ページをお願いいたします。

議案第４９号 専決処分事項の報告について

地方自治法第１７９条第１項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第３項の規定により報告し、承認を求める。

令和７年５月３０日 提出

御代田町長 小園拓志

続いて、３１ページをお願いいたします。

専第３号 専決処分書

地方自治法第１７９条第１項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので専決処分する。

令和７年３月３１日 専決

御代田町長 小園拓志

記としまして、令和６年度御代田町一般会計補正予算（第１０号）でございます。続きまして、議案書３３ページをご覧ください。

令和６年度御代田町一般会計補正予算（第１０号）でございます。

令和6年度御代田町の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2億862万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ95億9,957万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

補正内容の説明につきましては、資料番号1でご説明をいたします。資料番号1をご覧ください。

まず、歳入のほうから説明をいたします。

款2 地方譲与税は、令和6年度交付税検査で、鉄橋と木橋の数の錯誤が判明したため、それぞれ減額となりました。

続きまして、款11 地方交付税は、補正額5,257万2,000円の増額補正でございます。特別交付税の交付決定による増額でございます。

続いて、款15 国庫支出金は364万7,000円の減額補正です。令和6年度分事業費確定によるものでございます。

続いて、款16 県支出金は1,233万3,000円の減額補正です。保育士加配支援事業補助金で、ゼロ歳児または1歳児の保育において、国の基準を超えて保育士を配置する場合の人件費に対し、県の補助金交付要綱が改正されたことによる減額でございます。

続きまして、款18 寄附金は1,338万円の増額補正です。ふるさと納税寄附金について、3月31日までの収入額の確定によるものでございます。

款19 繰入金は、補正額1億9,220万5,000円の減額補正でございます。

このうち財政調整基金繰入金 1 億円の減額、地域福祉基金繰入金 4,682 万 8,000 円の減額及び学校給食運営基金繰入金 3,000 万円の減額は、各事業の財源として見込みましたが、いずれも不用となったため、全額を減額するものでございます。

続いて、款 2 町債は、各起債事業の完了による補正額となっており、事業ごとの増減はありますが、全体として 6,830 万円の減額補正となっております。

歳入合計の補正額は 2 億 8 6 2 万 4,000 円の減額でございます。

続いて、2 ページをお願いいたします。

歳出について説明をいたします。

款 2 総務費、項 1 総務管理費は、ふるさと納税寄附金の収入額が確定しましたので、ふるさと創生基金積立金として 2,091 万 1,000 円を増額するものでございます。

款 3 民生費、項 1 社会福祉費は 2,143 万 6,000 円の減額でございます。地域福祉センター事務室空調設備更新、外壁塗装等工事費が確定したことによる減額でございます。

款 4 衛生費、項 1 保健衛生費は 1,820 万 7,000 円の減額です。65 歳からの新型コロナワクチン接種者が当初見込みより減少、また佐久広域連合火葬場費負担金の市町村分担金の確定により減額するものでございます。

款 6 農林水産業費、項 3 農地費は 2,003 万 8,000 円の減額で、雪窓湖ため池浚渫工事等の完了により減額するものでございます。

続いて、款 8 土木費、項 2 道路橋梁費は 6,024 万 3,000 円の減額で、委託料、町単独道路新設改良工事費、国庫補助事業費等の額の確定により減額するものでございます。

その下の項 4 都市計画費 612 万 2,000 円の減額及び項 5 住宅費 1,359 万円の減額、こちらも各事業費の確定による減額でございます。

款 1 災害復旧費、項 1 農林水産業施設災害復旧費 2,232 万 3,000 円の減額及び項 2 公共土木施設災害復旧費 3,012 万 7,000 円の減額は、国庫補助事業及び町単独事業の完了及び令和 6 年度内の事業費の確定により減額するものでございます。

款 1 4 予備費は 1,071 万 9,000 円を減額いたしまして、歳出合計補正額

2億862万4,000円の減額となっております。

それでは、議案書に戻っていただきまして、議案書の38ページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費補正でございます。

まず、追加です。

款2総務費、項1総務管理費は、財務書類等作成支援業務264万円は、固定資産台帳作成業務の履行期間延長による繰越しでございます。

また、庁舎管理経費、駐車場倉庫建築事業8,631万円は、融雪剤倉庫建築に遅れが生じたことから、令和7年度へ繰り越すものでございます。

続いて、変更です。

款3民生費、1事業、款8土木費、9事業、款10教育費、1事業、款11災害復旧費、3事業の計14事業を変更するものでございます。

このうち増額補正となりました、38ページ下段の緊急自然災害防止対策事業は、令和6年度内で工事費の一部を前払いで予定しておりましたが、不用となったためでございます。

また、39ページの一番上、交通安全対策補助事業、道路改良事業は、谷地沢大塚線（2工区）について、工場や病院、通学路があり、歩行者及び施工の安全を確保する保安施設を追加することとなったためでございます。

また、一番下段の国庫補助災害復旧費は、河川災害の2か所について、入札が不落となり設計を見直したことから、繰越額を増額するものでございます。

そのほかの事業は減額になります。いずれも年度末までに事業費が確定したことや令和7年度当初に終了したことにより、繰越額を減額するものでございます。

続きまして、議案書40ページをお願いいたします。

第3表 地方債補正でございます。

まず、変更になります。

上から、公共施設等適正管理推進事業債、緊急自然災害防止対策事業債、緊急浚渫推進事業債、一つ飛びまして、農地農林漁業施設災害復旧事業債、公共土木施設等災害復旧事業債につきましては、補助対象事業費の確定及び事業の完了に伴う減額でございます。

また、中段の地方道路等整備事業は、補正額の限度額を1億160万円として、

2,400万円を増額するものでございます。こちらは、物価高騰等による工事費の増額によるものでございます。

そのほか、起債の方法、利率、償還の方法については変更ございません。

説明は以上です。ご承認をお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

―――日程第8 議案第50号 専決処分事項の報告について（令和6年度

御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第6号））―――

○議長（荻原謙一君） 日程第8 議案第50号 専決処分事項の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

内堀保健福祉課長。

（保健福祉課長 内堀浩行君 登壇）

○保健福祉課長（内堀浩行君） 議案書の55ページをお願いいたします。

議案第50号 専決処分事項の報告について

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和7年5月30日 提出

御代田町長 小園拓志

56ページをお願いいたします。

専第4号 専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められるので専決処分する。

令和7年3月31日 専決

御代田町長 小園拓志

記としまして、令和6年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第6号）でございます。

58ページをお願いいたします。

令和6年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ4,292万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億86万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次の59ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正

まず、歳入でございます。

款4 県支出金、項1 県補助金4,221万8,000円の減額でございます。こちらは、給付費の減額補正に伴う普通交付金等の減額となっております。

款6 繰入金、項1 他会計繰入金70万5,000円の減額でございます。こちらは、繰入額の確定に伴う減額となっております。

歳入合計4,292万3,000円の減額補正でございます。

60ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1 総務費、項1 総務管理費につきましては、財源の変更のみとなっております。

款2 保険給付費、項1 療養諸費3,249万6,000円の減額でございますが、こちらは、一般被保険者療養給付費の確定に伴う減額となっております。

項2 高額療養費656万6,000円の減額でございます。こちらは、支出額確定に伴う減額でございます。

項3 出産育児一時金から款4 保健事業費、項1 特定健康診査等事業費までは、財源の変更のみとなっております。

項2 保健事業費130万円の減額でございます。こちらは、人間ドック補助金の確定に伴う減額となっております。

款7、項1 予備費につきましては、256万1,000円の減額でございます。

歳出合計4,292万3,000円の減額補正でございます。

説明は以上となります。ご承認をお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第6号））――

○議長（荻原謙一君） 日程第9 議案第51号 専決処分事項の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

内堀保健福祉課長。

（保健福祉課長 内堀浩行君 登壇）

○保健福祉課長（内堀浩行君） 議案書の67ページをお願いいたします。

議案第51号 専決処分事項の報告について

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和7年5月30日 提出

御代田町長 小園拓志

68ページをお願いします。

専第5号 専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので専決処分する。

令和7年3月31日 専決

御代田町長 小園拓志

記としまして、令和6年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第6号）でございます。

70ページをお願いいたします。

令和6年度御代田町の介護保険（事業勘定）特別会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ437万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億8,976万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

71ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正

まず、歳入でございます。

款4 国庫支出金、項1 国庫負担金829万6,000円の増額でございます。こちらは、介護給付費国庫負担金の確定による増額でございます。

項2 国庫補助金718万3,000円の減額でございます。こちらは、調整交付金等の確定による減額となっております。

款5、項1 支払基金交付金634万6,000円の減額でございます。こちらは、介護給付費交付金等の確定による減額となっております。

款6 県支出金、項1 県負担金431万円の増額でございます。こちらは、介護給付費県負担金の確定による増額です。

款8 繰入金、項1 他会計繰入金345万4,000円の減額でございます。こちらは、繰入金の確定に伴う減額となっております。

歳入合計437万7,000円の減額補正でございます。

72ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2、項1 保険給付費2,774万5,000円の減額でございます。こちらは、介護給付費の確定による減額となっております。

款3 地域支援事業費、項2 介護予防・生活支援サービス事業費1万4,000円の増額でございます。こちらは、手数料の不足に伴う増額となっております。

款6、項1 予備費につきましては2,335万4,000円の増額でございます。

歳出合計437万7,000円の減額補正でございます。

説明は以上となります。ご承認をお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

―――日程第10 議案第52号 令和7年度トイレトラック購入契約について―――

○議長（荻原謙一君） 日程第10 議案第52号 令和7年度トイレトラック購入契約についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

内堀総務課長。

（総務課長 内堀岳夫君 登壇）

○総務課長（内堀岳夫君） 議案書 78 ページをご覧ください。

議案第 52 号 令和 7 年度トイレトラック購入契約について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、随意契約に付した令和 7 年度トイレトラック購入契約について、下記により請負契約を締結するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決を求める。

記

- | | |
|-----------|---|
| 1. 契約の目的 | 令和 7 年度トイレトラック購入契約 |
| 2. 契約の方法 | 随意契約による方法 |
| 3. 契約の金額 | 2,647 万 5,900 円 |
| 4. 契約の相手方 | 静岡県御殿場市東山 990 御殿場コート 4 J
一般社団法人 助けあいジャパン
代表理事 石川 淳哉 |

令和 7 年 5 月 30 日 提出

御代田町長 小園 拓志

本案につきましては、災害時の停電や、上下水道などのインフラが途絶した際に利用できるトイレが必要となることから、今回、大規模災害に備えてトイレトラックを購入するため、議会の議決をお願いするものでございます。

次の 79 ページをご覧ください。

仮契約書になります。5 月 1 日に契約を締結しております。納期につきましては、令和 8 年 3 月 27 日までとしております。

説明は以上になります。ご審議をお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

この際、暫時休憩します。再会はブザーにてお知らせします。

（午前 10 時 59 分）

（休 憩）

（午前 11 時 10 分）

○議長（荻原謙一君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

内堀保健福祉課長から発言を求められておりますので、これを許可します。

内堀保健福祉課長。

(保健福祉課長 内堀浩行君 登壇)

○保健福祉課長(内堀浩行君) すみません、議案書の修正をお願いいたします。

議案書の27ページをお願いします。

先ほどの御代田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案の改め文の中の6行目になりますが、同項第2号中の「29万5,000円」の「29万」の後に円の単位が入っておりました。訂正をお願いいたします。申し訳ありませんでした。

―――日程第11 議案第53号 御代田町統計調査区及び統計調査員

設置条例の一部を改正する条例案について―――

○議長(荻原謙一君) 日程第11 議案第53号 御代田町統計調査区及び統計調査員設置条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

小林企画財政課長。

(企画財政課長 小林 靖君 登壇)

○企画財政課長(小林 靖君) それでは、議案書80ページをご覧ください。

議案第53号 御代田町統計調査区及び統計調査員設置条例の一部を改正する条例案について

御代田町統計調査区及び統計調査員設置条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。

令和7年5月30日 提出

御代田町長 小園拓志

81ページから改め文になります。

国勢調査は、世帯や個人が対象となる基幹調査でございます。調査区は、国勢調査の調査区の設定の基準等に関する省令に基づき、原則として、一つの調査区に50世帯が含まれるように構成することとされております。令和2年の国勢調査から5年が経過し、世帯数が大きく増加していることから、調査区の設定基準に準じた調査区割に改めるものでございます。

別表の改正になります。町内全域で、これまでの「110調査区」から「126調査区」に改めるものでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行いたします。

また、９０ページから９７ページは、新旧対照表となっております。

説明は以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

―――日程第１２ 議案第５４号 御代田町Ｂ＆Ｇ海洋センター設置

及び管理に関する条例等の一部を改正する条例案について―――

○議長（荻原謙一君） 日程第１２ 議案第５４号 御代田町Ｂ＆Ｇ海洋センター設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

阿部教育次長。

（教育次長 阿部晃彦君 登壇）

○教育次長（阿部晃彦君） 議案書９８ページをご覧ください。

議案第５４号 御代田町Ｂ＆Ｇ海洋センター設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例案について

御代田町Ｂ＆Ｇ海洋センター設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。

令和７年５月３０日 提出

御代田町長 小園拓志

改正の理由でございますが、本年度、Ｂ＆Ｇ海洋センター及びやまゆり体育館、小中学校体育館に導入する移動式エアコンについて、社会体育事業として貸出しする際の使用料を規定するもので、３本の条例を条立てで改正するものでございます。

なお、金額は、暖房同様、１時間当たり１台１００円としております。

次の９９ページからの改め文をご覧ください。

第１条では、御代田町Ｂ＆Ｇ海洋センター設置及び管理に関する条例を一部改正し、別表のＢ＆Ｇ体育室使用料の「暖房使用料」を、「冷暖房使用料」に改めます。

１００ページに行きまして、第２条では、御代田町体育施設設置及び管理に関する条例を一部改正し、別表のやまゆり体育館使用料の「暖房使用料」を「冷暖房使用料」に改めます。

１０１ページ、第３条では、御代田町立学校体育施設使用料条例を一部改正し、別表の北小学校体育館、南小学校体育館と中学校体育館、それぞれに「冷房使用

料」の欄を加えるものでございます。

103 ページ、附則でございますが、この条例は公布の日から施行いたします。

次の104 ページから108 ページは新旧対照表ですので、ご確認をお願いいたします。

説明は以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

――― 日程第13 議案第55号 御代田町乳児等通園支援事業の設備

及び運営に関する基準を定める条例の制定案について―――

○議長（荻原謙一君） 日程第13 議案第55号 御代田町乳児等通園支援事業の設備
及び運営に関する基準を定める条例の制定案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

小林町民課長。

（町民課長 小林達佳君 登壇）

○町民課長（小林達佳君） 議案書109 ページをお願いいたします。

議案第55号 御代田町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の制定案について

御代田町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定する
条例を、別紙のとおり提出する。

令和7年5月30日 提出

御代田町長 小園拓志

110 ページが条例制定案になります。

本案は、生後6 か月から満3 歳未満で保育所などに通っていない子どもを育てているご家庭が、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として、「こども誰でも通園制度」が創設され、令和7 年度から制度化されたことに伴い、国の基準に準じた設備運営基準を定める条例を制定するものです。

第1 章、総則、第2 章、乳児等通園支援事業、第3 章、雑則の3 章構成となっており、第1 章で、趣旨、目的、乳児等通園支援事業者の努めるべき一般原則、安全対策、職員の一般的条件、第2 章で、乳児等通園支援事業の区分、それら事業に対

する設備及び支援従事者の配置基準、支援の内容、第３章で、電磁的記録の利用などを定めております。

附則としまして、公布の日から施行としております。

説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

―――日程第１４ 議案第５６号 御代田町家庭的保育事業等の設備

及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について―――

○議長（荻原謙一君） 日程第１４ 議案第５６号 御代田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

小林町民課長。

（町民課長 小林達佳君 登壇）

○町民課長（小林達佳君） 議案書１２２ページをお願いいたします。

議案第５６号 御代田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について

御代田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。

令和７年５月３０日 提出

御代田町長 小園拓志

１２３ページ、改正案をご覧ください。

本条例案は、条例の根拠となっている国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が、昨年１２月２４日に閣議決定された地方からの提案等に関する対応方針を踏まえ、連携施設を確保しないことのできる経過措置の期間を、令和１２年３月３１日まで延長することの改正が行われたことに伴い、本条例の一部を改正するものです。

改正の内容は、さきに申し上げました連携施設に関する経過措置を、「１０年」から「１５年」に延長するほか、保育内容支援及び代替保育に係る連携協力に関する内容の見直しをするものです。

議案書１２６ページは新旧対照表となります。

附則としまして、公布の日から施行し、改正後の条例の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用するものとしております。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

―――日程第 15 議案第 57 号 御代田町特定教育・保育施設及び特定地域型

保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について―――

○議長（荻原謙一君） 日程第 15 議案第 57 号 御代田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

小林町民課長。

（町民課長 小林達佳君 登壇）

○町民課長（小林達佳君） 議案書 136 ページをお願いいたします。

まず、議案書の訂正をお願いいたします。議案名、「御代田町特定・教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について」となっていますが、「御代田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について」と訂正をお願いいたします。大変申し訳ございませんでした。

それでは、説明をさせていただきます。

議案第 57 号 御代田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について

御代田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。

令和 7 年 5 月 30 日 提出

御代田町長 小園拓志

137 ページの改正案をお願いいたします。

本条例案は、議案第 56 号でご説明させていただきました御代田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案と同様に、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が一部改正されたことに伴い、

本条例の一部を改正するものです。

改正内容も同様に、連携施設に関する経過措置を「１０年」から「１５年」に延長するほか、保育内容支援及び代替保育に係る連携協力に関する内容の見直しをするものです。

議案書１４０ページは、新旧対照表となります。

附則としまして、公布の日から施行し、改正後の条例の規定は、令和７年４月１日から適用するものとしております。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

――日程第１６ 議案第５８号 令和７年度御代田町一般会計補正

予算案（第１号）について――

○議長（荻原謙一君） 日程第１６ 議案第５８号 令和７年度御代田町一般会計補正予算案（第１号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

小林企画財政課長。

（企画財政課長 小林 靖君 登壇）

○企画財政課長（小林 靖君） それでは、議案書１４５ページをご覧ください。

議案第５８号 令和７年度御代田町一般会計補正予算案（第１号）について

地方自治法第２１８条第１項の規定により、令和７年度御代田町一般会計補正予算（第１号）を、別冊のとおり提出する。

令和７年５月３０日 提出

御代田町長 小園拓志

続いて、１４７ページをご覧ください。

令和７年度御代田町の一般会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ３億８,５２２万１,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ９９億２,７１０万８,０００円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳

入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

148 ページが、「第 1 表 歳入歳出予算補正」になりますが、補正の内容につきましては、資料番号 3 でご説明いたします。

まず、歳入から説明をいたします。

款 1 町税、項 2 固定資産税は、補正額 691 万 2,000 円の減額でございます。森泉湯川発電所に係る交付金開始時期が、令和 8 年度から対象になるため減額するものでございます。

続いて、款 15 国庫支出金、項 2 国庫補助金は、補正額 1 億 1,908 万円の増額です。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 8,717 万円の増額は、令和 6 年度に行った調整給付の際の算定で、令和 5 年所得を基に推計をした額を用いて算出しておりましたが、確定申告により、令和 6 年分の所得税調整給付が確定したことにより、本来給付すべき所得額と調整給付との間で差異が生じた方に対して給付を行うため増額するものでございます。

また、都市構造再編集中支援事業補助金 3,131 万 5,000 円の減額は、令和 7 年度要望額に対する交付決定額が確定したため減額するものでございます。

また、文化芸術創造拠点形成事業補助金 2,623 万 7,000 円の増額は、浅間国際フォトフェスティバル開催に当たり、文化庁の文化芸術創造拠点形成事業補助金が採択になったことによる増額でございます。

続いて、款 16 県支出金、項 2 県補助金は、補正額 340 万 3,000 円の増額で、このうち地域発元気づくり支援金 502 万 5,000 円の増額は、企業ガイド作成事業、こちらは商工会に委託する事業でございます。また、御代田町の魅力発信 PR 事業、ポットラック 2 回について内示があったため増額するものでございます。

款 18 寄附金は、300 万円の増額です。トイレトラック導入費用の一部をクラウドファンディングにより実施するものでございます。

款 19 繰入金、項 1 基金繰入金は、1 億 9,950 万円の増額です。ふるさと創生基金繰入金 50 万円の減額は、西軽井沢住宅団地集会所施設修繕事業補助金がコミュニティ助成事業対象となったため減額をいたします。

また、財政調整基金繰入金 2 億円の増額は、今回の補正対応に伴う繰入れでございます。

続いて、款 2 1 諸収入、項 4 雑入は、5 0 8 万 7, 0 0 0 円の増額です。西軽井沢区のコミュニティ助成事業と広戸区の地域活性化事業が採択となったことに伴う増額でございます。

款 2 2 町債は、5, 9 3 0 万円の増額でございます。一般補助施設整備等事業債 1, 1 7 0 万円の増額は、新しい地方経済・生活環境創生交付金、いわゆる第 2 世代交付金の事業の採択によるものでございまして、駅周辺駐車場整備事業、こちら事業費 2, 6 0 0 万円の補助残の 9 0 %を計上しております。

また、公共事業等債 2, 8 1 0 万円の増額は、都市構造再編集集中支援事業の令和 7 年度国庫補助金の減額による増額でございます。

緊急防災・減災事業債 1, 9 2 0 万円の増額は、歳出で計上しました中学校体育館冷房設備設置工事に伴う工事費等について、物価高等による増額補正を計上させていただきましたので、事業費の増額に対する補正となっております。

以上、歳入合計の補正額が、3 億 8, 5 2 2 万 1, 0 0 0 円の増額となっております。

続いて、2 ページをご覧ください。歳出について説明をいたします。

今回の補正で計上しています一般職人事管理経費については、人事院勧告、また機構改革及び人事異動による補正となっております。

また、会計年度任用職員報酬手当につきましては、人事院勧告及び任用による補正計上となっております。

款 2 総務費、項 1 総務管理費は、4, 3 5 4 万 7, 0 0 0 円の増額です。御代田駅周辺駐車場整備調査測量設計 2, 6 0 0 万円の増額は、歳入で説明しました第 2 世代交付金の補助事業を活用した事業となっております。御代田交番西側の沢地を整備するための計上でございます。令和 7 年度は、測量業務、設計業務、地質調査、用地測量を予定しております。

また、公共交通実証運行委託料 2, 2 1 1 万円の増額は、国庫補助交通空白解消対策事業補助金を活用し、公共ライドシェアの実証運行を実施するための経費となっております。補助率 5 0 0 万円まで定額、5 0 0 万円を超える部分については 3 分の 2 となっております。こちらは、実証運行に係るシステムの開発、導入、基

礎データ収集、分析等の経費となっております。

続いて、項 2 徴税費は 1 億 4 2 2 万円の増額でございます。物価高騰対応定額減税事業で、歳入で説明しました令和 6 年度に行った調整給付において、令和 6 年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したことで、本来給付すべき所得額と当初調整給付との間で差異が生じた方に対して給付するものでございます。

続いて、款 3 民生費、項 2 児童福祉費は 7, 9 9 6 万円の増額です。大林児童館増築設計委託料 4 8 1 万 8, 0 0 0 円は、企業版ふるさと納税を財源とした大林児童館増築工事に係る設計委託料の計上でございます。また、派遣保育士委託料は、令和 7 年度において保育士が不足していることから、派遣会社に委託し、保育士 1 名を確保するための増額補正となっております。

款 4 衛生費、項 1 保健衛生費は、2, 2 9 4 万 3, 0 0 0 円の増額でございます。予防接種等医師委託料は、带状疱疹ワクチン接種について定期接種化になりました。対象者 6 5 歳以上、5 0 0 人 2 回分を計上してございます。

また、不妊治療費補助金 6 0 万円の増額は、申請件数等の増加により予算の不足が見込まれるため増額補正を計上しております。

続きまして、款 7 商工費のうち、フォトフェスティバル負担金 2, 6 2 3 万 7, 0 0 0 円は、浅間国際フォトフェスティバル実行委員会へ支出する負担金でございます。

続いて、款 8 土木費、項 2 道路橋梁費は、2, 1 1 5 万円の増額です。

まず、防災・安全交付金事業 7 1 0 万円の増額は、改良する町道三ツ谷清万線と、主要地方道小諸軽井沢線、浅間サンラインとの交差点について、公安委員会の意見を聴取するに当たり、その北側の交差点について、必要な測量設計を実施するための計上でございます。

また、交通安全対策補助事業費、こちら 6 3 2 万 2, 0 0 0 円の増額は、谷地沢大塚線の道路改良に伴う交差点協議のための測量設計委託料、用地費、補償費の計上となっております。

また、融雪剤散布機は、現在使用している散布機 1 台が経年劣化のため使用できなくなり、今シーズンの融雪剤散布作業に間に合うように調達するため、4 0 0 万円を計上してございます。

また、項 4 都市計画費のうち、東原西軽井沢線水道管布設工事負担金 6, 6 0 0 万

円は、都市計画事業として実施する道路整備事業において、御代田小沼水道会計に負担させるべきものではないと判断し、一般会計から工事負担金として支出するものでございます。

そして、3ページをご覧ください。款9消防費183万4,000円の増額のうち、クラウドファンディング手数料及び実施委託料は、トイレトラック導入に係るクラウドファンディングを実施するための委託費及びクラウドファンディングで集まった資金の19%を手数料として委託先に支払うものでございます。

款10教育費、項1教育総務費228万5,000円の増額のうち、教員住宅エアコン設置工事は、猛暑対策として、児玉の教員住宅にエアコンを設置するものでございます。

また、項3中学校費のうち、体育館冷房設備設置工事は、物価高騰に伴う工事費の増額補正でございます。

款14予備費は、2,921万2,000円を減額いたしまして、歳入歳出調整をして、歳入歳出補正額3億8,522万1,000円の増額となっております。

それでは、議案書に戻っていただきまして、議案書の151ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正です。

まず、追加です。一般補助施設整備等事業債は、歳入歳出で説明しました、いわゆる第2世代交付金の駅周辺駐車場整備事業に係るものでございます。1,170万円を追加いたします。

起債の方法は、証書借入れ、または証券発行、利率は、年4.0%以内、ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直しの後の利率。

償還の方法は、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還、もしくは低利に借換えすることができるとしております。

次に、変更になります。いずれも本補正において事業費の補正をお願いしているものでございます。公共事業等債は、都市構造再編集中支援事業、令和7年度国庫補助金額の確定によるもの、学校教育施設等整備事業債は、北小学校防火シャッ

ター改修工事費の増額によるもの、緊急防災・減災事業債は、中学校体育館冷房設備設置工事の増額によるものでございます。起債の方法、利率、償還の方法については変更ありません。

説明は以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

―――日程第１７ 議案第５９号 令和７年度御代田町国民健康保険事業

勘定特別会計補正予算案（第１号）について―――

○議長（荻原謙一君） 日程第１７ 議案第５９号 令和７年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案（第１号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

内堀保健福祉課長。

（保健福祉課長 内堀浩行君 登壇）

○保健福祉課長（内堀浩行君） 議案書の１８１ページをお願いいたします。

議案第５９号 令和７年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案（第１号）について

地方自治法第２１８条第１項の規定により、令和７年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第１号）を、別冊のとおり提出する。

令和７年５月３０日 提出

御代田町長 小園拓志

１８３ページをお願いいたします。

令和７年度御代田町の国民健康保険（事業勘定）特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ３０万２,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１６億４,９５１万３,０００円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

１８４ページをお願いします。

第１表 歳入歳出予算補正。

まず歳入でございます。

款４県支出金、項１県補助金３０万２,０００円の増額でございます。

こちらは、保険者努力支援分特別交付金の会計年度任用職員の人事院勧告による増額に伴う増額でございます。

歳入合計３０万２,０００円の増額補正でございます。

１８５ページをお願いいたします。歳出でございます。

款４保健事業費、項１特定健康診査等事業費２０万９,０００円の増額でございます。

こちらは、会計年度任用職員保健師１名分が、人事院勧告により増額となっております。

項２保健事業費９万３,０００円の増額でございます。こちらは、会計年度任用職員レセプト点検員３名分が人事院勧告により増額となっております。

歳出合計３０万２,０００円の増額補正でございます。

説明は以上となります。ご審議をお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

―――日程第１８ 議案第６０号 令和７年度御代田町介護保険事業勘定

特別会計補正予算案（第１号）について―――

○議長（荻原謙一君） 日程第１８ 議案第６０号 令和７年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案（第１号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

内堀保健福祉課長。

（保健福祉課長 内堀浩行君 登壇）

○保健福祉課長（内堀浩行君） 議案書の１９０ページをお願いいたします。

議案第６０号 令和７年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案（第１号）について

地方自治法第２１８条第１項の規定により、令和７年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第１号）を、別冊のとおり提出する。

令和７年５月３０日 提出

御代田町長 小園拓志

192 ページをお願いいたします。

令和7年度御代田町の介護保険（事業勘定）特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ425万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ12億6,640万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

193 ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

まず歳入でございます。

款8繰入金、項1他会計繰入金425万9,000円の増額でございます。

こちらは歳出で補正をしておりますリーフレットの印刷費用と認定調査員、地域包括支援係職員の人事院勧告による人件費の増額分を一般会計から繰り入れるものでございます。

歳入合計425万9,000円の増額補正でございます。

194 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1項1総務費55万7,000円の増額です。

こちらはリーフレットの印刷費と会計年度任用職員、認定調査員2名分の人事院勧告による増額となっております。

款3地域支援事業、項1包括的支援事業・任意事業費370万2,000円の増額でございます。

こちらは地域包括支援係正規職員5名と会計年度任用職員3名分の人事院勧告による増額でございます。

歳出合計425万9,000円の増額補正でございます。

説明は、以上となります。ご審議をお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

――日程第 19 議案第 61 号 令和 7 年度御代田小沼水道事業会計

補正予算案（第 1 号）について――

○議長（荻原謙一君） 日程第 19 議案第 61 号 令和 7 年度御代田小沼水道事業会計

補正予算案（第 1 号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） 議案書 200 ページをお願いいたします。

議案第 61 号 令和 7 年度御代田小沼水道事業会計補正予算案（第 1 号）について

地方公営企業法第 6 条及び地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、令和 7 年度御代田小沼水道事業会計補正予算（第 1 号）を、別冊のとおり提出いたします。

令和 7 年 5 月 30 日 提出

御代田町長 小園拓志

議案書の 202 ページをお願いいたします。

令和 7 年度御代田小沼水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第 1 条 令和 7 年度御代田小沼水道事業会計予算第 3 条中に定めた収益的支出の予算額を次のとおり補正します。

収益的支出につきましては、第 51 款水道事業費用、第 1 項営業費用として、補正額 708 万 4,000 円の増額は、水道施設用地取得に伴う測量費用として 31 万 4,000 円、また、人事院勧告による給与表等の改正及び人事異動に伴うもの、並びに会計年度任用職員 1 名の増員により総係費 677 万円の増額をお願いいたします。

したがって、収益的支出は、補正額 708 万 4,000 円を増額し、総額 2 億 1,618 万 3,000 円となります。

（資本的収入及び支出の補正）

第 2 条 予算第 4 条中に定めた資本的収入及び支出の予算額を次のとおり補正します。

資本的収入につきましては、第 6 1 款資本的収入、第 2 項工事負担金として、補正額 6,600 万円の増額は、新設する都市計画道路東原西軽井沢線の整備に伴う水道管布設工事の負担金になります。

したがいまして、資本的収入は、補正額 6,600 万円を増額し、総額 1 億 8 5 9 万円となります。

203 ページをお願いいたします。

資本的支出につきましては、第 7 1 款資本的支出、第 1 項建設改良費として補正額 7,389 万 8,000 円の増額は、東原西軽井沢線の道路整備に伴う水道管布設工事費 6,600 万円及び清万深井戸ポンプの故障に伴うポンプ交換工事費 789 万 8,000 円の増額をお願いいたします。

したがいまして、資本的支出は、補正額 7,389 万 8,000 円を増額し、総額 2 億 8,550 万円となります。

(職員給与費の補正)

第 3 条 予算第 7 条中に定めた職員給与費の予算額を次のとおり補正する。

職員給与費として、補正額 218 万 2,000 円の増額は、人事院勧告による給与表等の改正及び人事異動に伴うもので、補正額 218 万 2,000 円を増額し、総額 3,715 万円となります。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

―――日程第 20 議案第 62 号 令和 7 年度御代田町下水道事業会計

補正予算案（第 1 号）について―――

○議長（荻原謙一君） 日程第 20 議案第 62 号 令和 7 年度御代田町下水道事業会計補正予算案（第 1 号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金井建設水道課長。

(建設水道課長 金井英明君 登壇)

○建設水道課長（金井英明君） 議案書の 206 ページをお願いいたします。

議案第 62 号 令和 7 年度御代田町下水道事業会計補正予算案（第 1 号）について

地方公益業法第6条及び地方自治法第218条第1項の規定により、令和7年度御代田町下水道事業会計補正予算（第1号）を、別冊のとおり提出いたします。

令和7年5月30日 提出

御代田町長 小園拓志

議案書の208ページをお願いいたします。

（総則）

第1条 令和7年度御代田町下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第2条 令和7年度御代田町下水道事業会計予算第3条中に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（支出）

第1款 下水道事業費用、第1項営業費用としまして、補正予定額178万5,000円の増額は、処理場費として下水道が起因する舗装修繕費130万円、また、人事院勧告による給与表等の改正に伴い、総係費48万5,000円の増額をお願いいたします。

したがいまして、補正予算額178万5,000円を増額し、総額6億3,052万円となります。

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条中に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（収入）

第1款 資本的収入、第1項企業債、補正予定額5,450万円の増額及び第2項補助金5,580万円の増額は、国庫補助金の追加補正に伴う処理場・管渠に関する事業費の増額により、企業債並びに補助金をそれぞれ増額します。

したがいまして、資本的収入は、補正額1億1,030万円を増額し、総額12億3,158万2,000円となります。

（支出）

第1款 資本的支出、第1項建設改良費として、補正予定額9,900万円の増額は、管渠費として、東原西軽井沢線の道路整備に伴う下水道管布設工事費

4,500万円及び下水道管渠カメラ調査費5,300万円。また、処理場費として、マンホールポンプ配電盤の交換工事費100万円の増額をお願いするものです。

したがって、資本的支出は、補正額9,900万円を増額し、13億2,472万7,000円となります。

209ページをご覧ください。

(企業債の補正)

第4条 予算第5条で定めた起債の限度額を、次のとおり補正します。

こちらは、第3条で説明しました起債の限度額の補正となります。

起債の目的は、下水道事業として、限度額を、補正前の額4億8,740万円に補正額5,450万円を増額し、補正後の額5億4,190万円となります。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正)

第5条 予算第7条に定めた議会の議決を経なければ流用することができない経費の予定額を次のとおり補正する。

職員給与費として、補正予定額48万5,000円の補正は、人事院勧告による給料表等の改定に伴い、48万5,000円を増額し、総額1,601万5,000円となります。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長(荻原謙一君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

昼食のため休憩します。午後は1時30分より再開します。

(午前11時59分)

(休憩)

(午後1時30分)

○議長(荻原謙一君) 休憩前に引き続き本会議を再開します。

―――日程第21 報告第3号 令和6年度御代田町土地開発公社事業

報告、財産目録、貸借対照表及び損益計算書の報告について―――

○議長(荻原謙一君) 日程第21 報告第3号 令和6年度御代田町土地開発公社事業

報告、財産目録、貸借対照表及び損益計算書の報告についてを議題とします。

報告事項の説明を求めます。

小林企画財政課長。

(企画財政課長 小林 靖君 登壇)

○企画財政課長(小林 靖君) 議案書216ページをご覧ください。

報告第3号 令和6年度御代田町土地開発公社事業報告、財産目録、貸借対照表及び損益計算書の報告について

令和6年度御代田町土地開発公社の事業報告、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を、令和7年5月15日御代田町土地開発公社理事会に提出し承認されたので、地方自治法第243条の3第2項により、別紙のとおり報告します。

令和7年5月30日

御代田町長 小園拓志

217ページは、今月15日に理事会を開催し議決をいただいた案件でございます。

事業報告等につきましては、219ページからご覧ください。

令和6年度(第53期)事業報告でございます。

2の理事会議決事項につきましては、理事会を2回開催し、2件の議案について議決をいただきました。

3の会計についてです。

(1) 財産目録

1、流動資産のうち、(1)現金及び預金は903万2,954円で、内訳は、普通預金と定期預金となっております。

(2) 公有用地は7,223万6,645円で、内訳は、旧鉄道用地と代替用地になっております。

(3) 土地造成事業用地は1億3,871万9,040円で、こちらは、やまゆり工業団地になります。

資産の合計が2億1,998万8,639円となります。

続いて、220ページをご覧ください。

損益計算書になります。

1の事業収益と、2の事業原価はありません。

3、販売費及び一般管理費は17万3,000円でございます。内訳は、人件費として、役員報酬が10万2,000円、それから、法人町県民税が7万1,000円となっております。

4の事業外収益は、受取利息が3,102円ございました。

5の事業外費用はございません。

したがって、事業損失が、17万3,000円に事業外収益3,102円を加えた16万9,898円の赤字となります。

また、6の特別利益、7の特別損失はありませんので、計上損失がそのまま当期純損失、当期損失となります。

続いて、221ページの貸借対照表をお願いいたします。

資産の部については、先ほど財産目録で説明したとおり、資産合計2億1,998万8,639円となります。

負債の部については、1、流動負債はありません。

2、固定負債が1億5,170万円になっております。これは、土地開発基金から長期借入れしているものでして、内訳については、代替用地とやまゆり工業団地の借入金になります。

この金額がそのまま負債合計となり、1億5,170万円でございます。

続いて、資本の部については、1、資本金350万円は、設立当初の町からの出資金でございます。

2、準備金または欠損金の合計は6,478万8,639円です。こちらは、前期繰越準備金と、先ほど説明しました当期純損失を通算したものでございます。

資本合計は、資本金合計と準備金合計の合計で6,828万8,639円になります。

したがって、負債合計と資本合計を通算した負債資本合計は2億1,998万8,639円となり、資産合計と一致することをご確認ください。

続いて、222ページをお願いいたします。

キャッシュ・フロー計算書でございます。

1、事業活動によるキャッシュ・フローについて説明をいたします。

人件費の支出が10万2,000円でございます。こちらは役員報酬です。

その他の業務支出7万1,000円は、法人町県民税となっております。

利息の受取額は3,102円となっております。これらを通算し、事業活動によるキャッシュ・フローは16万9,898円の赤字となっております。

続いて、投資活動によるキャッシュ・フロー及び3の財務活動によるキャッシ

ュ・フローはございません。

3つの活動のキャッシュ・フローの合計である16万9,898円の赤字と、期首残高920万2,852円を通算し、現金及び現金同等物の期末残高は903万2,954円となります。

以降、223ページからは決算に関する説明書、225ページからは附属明細表、231ページは監査報告となっておりますので、ご確認をお願いいたします。

説明は以上になります。

○議長（荻原謙一君） 以上で、報告事項の説明を終わります。

――日程第22 報告第4号 令和7年度御代田町土地開発公社

第1回補正予算の報告について――

○議長（荻原謙一君） 日程第22 報告第4号 令和7年度御代田町土地開発公社第1回補正予算の報告についてを議題といたします。

報告事項の説明を求めます。

小林企画財政課長。

（企画財政課長 小林 靖君 登壇）

○企画財政課長（小林 靖君） 議案書232ページをご覧ください。

報告第4号 令和7年度御代田町土地開発公社第1回補正予算の報告について

令和7年度御代田町土地開発公社第1回補正予算を、令和7年5月15日御代田町土地開発公社理事会に提出し承認されたので、地方自治法第243条の3第2項により、別紙のとおり報告します。

令和7年5月30日

御代田町長 小園拓志

次の233ページは、理事会に提出し議決をいただいたものでございます。

次の234ページをご覧ください。

令和7年度御代田町土地開発公社第1回補正予算

（総則）

第1条 令和7年度御代田町土地開発公社の第1回補正予算は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

まず、収入になります。

第2款事業外収益です。既決予定額1,000円に補正予算額26万9,000円を増額し、合計27万円となります。こちらは、やまゆり工業団地分筆測量経費について、エリアデザインからの負担分となります。

収入における補正予算は、以上になります。

収入合計で27万円となっております。

続いて、支出です。

第2款販売費及び一般管理費は、既決予定額18万3,000円に補正予算額53万8,000円を増額し、合計72万1,000円となります。こちらは、先ほど申し上げました、やまゆり工業団地分筆測量経費ということになります。

支出における補正予算は、以上になります。

支出合計が72万1,000円となっております。

収益的収入支出の差引額は、マイナス45万1,000円となります。

続きまして、235ページをご覧ください。

資本的収入及び支出については、補正はございません。

次の236ページから238ページにつきましては、ただいま説明しました補正予算の収支実施計画、239ページは資金計画、240ページから242ページは、それぞれ予定のキャッシュ・フロー計算書、損益計算書、貸借対照表を添付しておりますので、後ほどご確認をお願いいたします。

説明は以上になります。

○議長（荻原謙一君） 以上で、報告事項の説明を終わります。

――― 日程第23 報告第5号 令和6年度御代田町繰越明許費繰越

計算書の報告について―――

○議長（荻原謙一君） 日程第23 報告第5号 令和6年度御代田町繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告事項の説明を求めます。

小林企画財政課長。

（企画財政課長 小林 靖君 登壇）

○企画財政課長（小林 靖君） 議案書 2 4 3 ページをご覧ください。

報告第 5 号 令和 6 年度御代田町繰越明許費繰越計算書の報告について

令和 6 年度御代田町繰越明許費に係る繰越計算書を、地方自治法施行令第 1 4 6 条第 2 項の規定により、別紙のとおり報告します。

令和 7 年 5 月 3 0 日

御代田町長 小園 拓志

次の 2 4 4 ページをご覧ください。

繰越明許費については、予算が成立して事業執行する上で、その年度内に事業が完了しない見込みとなった場合に、予算を翌年度に繰り越して執行できるというものでございます。

こちらに記載の事業は、いずれの事業も令和 6 年度内に完了しないことから、翌年度に繰り越したものであり、繰越しに当たりましては、繰越明許に係る歳出予算を翌年度に繰り越したときは、翌年度の 5 月 3 1 日までに繰越計算書を調整し、次の会議において議会に報告しなければならないとされており、本議会において報告をするものでございます。

初めに、一般会計になります。

款 2 総務費、項 1 総務管理費のうち、庁舎管理経費、駐車場整備事業は、翌年度繰越額 8, 6 3 1 万円です。

また、駐車場倉庫建築事業は、翌年度繰越額 2, 2 4 3 万 2, 0 0 0 円で、融雪剤保管積込み倉庫の建築工事に遅れが生じ、駐車場舗装工事等に遅れが生じたため、繰り越したものでございます。

また、しなの鉄道関係経費、地域連携 I C カード導入事業の翌年度繰越額 1, 2 7 4 万円は、補正予算債活用のため、令和 7 年 3 月補正で計上しましたが、実際の事業が令和 7 年度に実施するため、繰り越したものでございます。

続きまして、款 3 民生費では、項 1 社会福祉費の住民税非課税世帯物価高騰対策事業 9 7 6 万 5, 0 0 0 円及び長野県価格高騰特別対策支援事業 1, 0 5 2 万 4, 0 0 0 円は、給付金の確認書や申請による支給対象者への支給が令和 7 年 4 月以降にずれ込むため、繰り越したものでございます。

項 2 の児童福祉費の住民税非課税世帯物価高騰対策給付金こども加算事業 6 3 8 万 7, 0 0 0 円、長野県価格高騰特別対策支援事業こども加算 4 4 0 万

8,000円は、給付事業の対象者の確定及びシステムリリースが4月になるため、繰り越したものでございます。

続いて、款6農林水産業費、項1農業費の臨時農業振興給付金、農業者向け物価高騰対応給付金事業4,270万円。

また、款7商工費の物価高騰対応重点支援事業、事業者向け物価高騰対応給付金事業2,330万円は、給付金交付申請の受付及び給付金の交付が令和7年度で実施するため、繰り越したものでございます。

続いて、款8土木費、項2道路橋梁費のうち、道路除雪事業2,726万7,000円は、融雪剤保管積み倉庫の電気設備工事に遅れが生じたため、繰り越したものでございます。

社会資本整備総合交付金事業5,424万1,000円は、三ツ谷清万線の道路改良事業について、また、町単道路新設改良事業1,500万円は、上ノ林大久保線の道路改良について、それぞれ隣接する地権者との調整、用地交渉に時間を要し、不測の日数を要したため繰り越したものでございます。

続いて、道路メンテナンス事業、橋梁修繕事業2,662万9,000円は、軽井沢大橋の補修工事について、国庫補助内示率が30%と要望額を大きく下回り、予定していた補修工事が全て実施できないため、令和7年度内示額と合算の上実施するため、繰り越しをしたものでございます。

次の245ページをご覧ください。

一番上の交通安全対策補助事業、道路改良事業2,914万6,000円は、谷地沢大塚線について、工場や病院、通学路が集中しており、歩行者と工事中の安全を確保するため保安費がかさむことから、令和7年度の国費内示額とあわせて施行するため繰り越しをしたものでございます。

また、都市再生整備計画事業2億9,151万1,000円は、東原西軽井沢線、駅前5号線、塩野御代田停車場線について、隣接する地権者との用地交渉など、調整に不測の日数を要したことから繰り越しをしたものでございます。

項4都市計画費のうち、公園管理経費、雪窓公園整備事業5,659万5,000円は、雪窓公園の遊具更新工事について、能登半島地震の影響で工事に必要な資材の供給の遅れ、資材の運送ドライバーの確保に時間を要したため、繰り越しをしたものでございます。

款 1 0 教育費、項 4 社会教育費、歴史的遺産・民俗文化資産ふれあい収蔵庫建設事業 5,982 万 5,000 円は、建設地に中部電力の地役権が設定されており、当該事業者からの同意に時間を要し、開発許可に遅れが生じ、工事全体の工期がずれたため、繰り越しをしたものでございます。

款 1 1 災害復旧費は、項 1 農林水産施設災害復旧費及び項 2 公共土木施設災害復旧費をあわせて、1 億 7,338 万 6,000 円の繰越しです。いずれも多数の被災箇所の復旧工事について、十分な工期を確保し、受注者を確保する必要があることから、繰り越しをしたものでございます。

一般会計分は、合計 29 事業で、翌年度繰越額 9 億 7,914 万 3,000 円となります。

それぞれ事業ごとの財源内訳は、計算書のとおりとなっております。

次に、御代田町下水道事業会計でございます。

款 7 1 資本的支出、項 1 建設改良費は、管渠費 2,060 万円で、東原西軽井沢線の道路計画にあわせて下水道詳細設計を進めるため、繰り越しをしたものでございます。

次に、御代田町小沼水道会計です。

款 7 1 資本的支出、項 1 建設改良費は、改良工事費 2,436 万 5,000 円で、こちらは、馬瀬口・針木沢地区の排水管布設工事について、県道馬瀬口小諸線の道路改良において、建築物の解体を待って水道管を布設するため、繰越しをしたものでございます。

財源内訳は、計算書のとおりとなっております。

説明は以上です。

○議長（荻原謙一君） 以上で、報告事項の説明を終わります。

以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。

お疲れさまでした。

散 会 午後 1 時 4 9 分